

社会保険 Q&A

「教えて城間先生!!」

Vol.24

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。
今回は、夫の遺族厚生年金と妻の老齢厚生年金の調整についてです。



従業員

Q

私の夫は、65歳からの老齢厚生年金を受給していましたが、今年3月に亡くなりました。私は63歳から特別支給の老齢厚生年金を受給しています。私は自分の特別支給の老齢厚生年金と夫の遺族厚生年金の両方を受給することができますか？子どもはいません。

ちなみに、夫の老齢厚生年金加入期間は35年で、年金月額10万円です。私の特別支給の老齢厚生年金は月額3万円です。

A

年金は「1人1年金」を原則としており、2つ以上の年金の受給権を取得した場合は受給権者の選択により1つの年金が支給され、他の年金は支給停止される仕組みとなっております。一般的には年金額の高い方を選択することになります。

ところで、遺族厚生年金の額は死亡者の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3となり、あなたの遺族厚生年金額は「a. 死亡者の老齢厚生年金報酬比例部分10万円×3/4 = 75,000円」となります。「b. ご自分の老齢厚生年金報酬比例部分の3万円」と比較すると、高い方aの遺族厚生年金を選択することになり、両方の年金を受給することはできません。

なお、厚生年金被保険者期間が20年以上ある夫が死亡した時に、40歳以上で子のない妻が受ける年金には65歳になるまでの間、中高齢の加算として年間612,000円（月額51,000円）が加算されます。ということで、あなたの遺族厚生年金は75,000円 + 51,000円 = 126,000円（月額）が支給されます。



城間先生

Q

65歳になると年金額は変わりますか？

A

65歳以上の妻が受ける遺族厚生年金の選択肢は次の通りとなります。

- c. 死亡者の老齢厚生年金の報酬比例部分の3/4 = 75,000円
- d. 死亡者の老齢厚生年金の報酬比例部分の1/2（50,000円）+ 妻の厚生年金の報酬比例部分の1/2（15,000円）= 65,000円

結果としてcの方が高いので〈c. 75,000円〉を選択することになります。

65歳以上の遺族厚生年金はc,dどちらで計算した場合であっても、妻の老齢厚生年金が支給された上で、残りが遺族厚生年金として支給されます。そのため遺族厚生年金としては「75,000円 - 妻の老齢厚生年金30,000円 = 45,000円」が支給されるということです。支給内訳額は、妻の老齢厚生年金30,000円と遺族厚生年金45,000円となります。その上に老齢基礎年金（月額68,000円）が加算されます。あなたの場合、月額143,000円が65歳からの年金月額になります。なお、65歳になりますので中高齢の加算はありません。

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

11月：1日（金）・8日（金）・15日（金）・22日（金）・29日（金）

12月：6日（金）・13日（金）・20日（金）・27日（金）

毎週金曜日
各午後1時から
午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

